

購入要求番号：

自衛隊中央病院仕様書	
	仕様書番号
	中病栄-Z 000006 J
精白米	作成年月日 平成24年 4月 2日
	変更年月日 令和 5年10月 1日
	作成部隊等名 診療技術部栄養課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊中央病院診療技術部栄養課で使用する精白米について規定する。

1.2 規格

規格は、次による。

- 令和5年度国内産の“こしひかり”または“あきたこまち”的検査1等米100%とする。(JA米または全集連米とする。)
- とう精率は、90%±1%とする。
- “(財)日本穀物検定協会”的米の情報提供システムの対象となる“米販売業者及び精米工場審査基準”による登録証または“(社)日本精米工業会”的認定登録証を保有する業者によって精米された米であること。
- 石抜機、食味分析機、精米ガラス選別機、金属検出機、白米精選機等の設備を有した工場で精米された米であること。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称による。

2 製品に関する要求

2.1 とう精作業

とう精作業は、次による。

- とう精作業は、納品日の前日に行うものとする。
- 玄米は“農産物検査法”に基づく産地、品種、生産年月日が表示されているものを使用する。また、玄米に表示が無い場合、本仕様書で指定する項目と異なる表示の場合使用できない。
- JA米を使用する場合は、“JAの認証を明らかにしたJAシール”が張られていること、全集連の場合はその証明のあるものを使用する。
また、低温保管されていたもので、一時的であっても屋外に放置されたものや、非衛生的な痕跡があるものは使用してはならない。
- とう精作業時における一切の責任については、契約の相手方が負うものとする。

3 品質保証

3.1 とう精検査

- とう精検査は、必要により実施するものとし、実施する場合はとう精作業時に官側検査官が立会

がわかる部分（写し可）

d) **精米品位判定検査書**（検査者氏名・検査機名記載）

品位基準は日本精米工業会の基準値を最低基準とし、とう精した精米を抽出して検査を行うものとする。

e) 低温倉庫を別施設に委託している場合、倉庫からの出庫票（写し可）

f) とう精作業時に玄米及び精白米を各 50 g 無作為に抽出したもの。

5.2 その他

a) 納入された製品について疑義が生じた場合、品種鑑定等理化学分析や食味評価試験等検査機関に検査依頼をする場合がある。この場合、検体は官側と契約の相手方との協議のうえに採取し、官側から検査機関に提出する。

なお、検査等に要する費用は契約の相手方の負担とする。

b) 契約の相手方は、この仕様書の内容に疑義が生じた場合は、契約担当官などと協議するものとする。